

令和8年度 総合研修受講生募集要領（三次募集）

1 研修目的

この研修は、北海道内（以下、道内）の漁業後継者や道内で漁業を志す人たちを対象に、漁業に必要な知識及び技術の習得を目的とする研修です。

2 研修概要

研修期間	講義	技能実習	資格取得のための講習
令和8年 5月上旬～ 10月下旬	栽培漁業 漁家経営 資源管理 水産生物 海洋気象	ロープワーク 漁労作業 漁具制作 水産加工 潜水	一級小型船舶操縦士 第二級海上特殊無線技士 丙種・乙種第4類危険物取扱者 潜水士 フォークリフト
前期 5月～7月 後期 8月～10月	漁業制度 漁船機器 など	操船 など	玉掛け 小型移動式クレーン 食品衛生責任者 揚貨装置

- (1) 前期と後期研修の間に、自家での研修（約1ヶ月）があります。
- (2) 視聴覚や身体の障害程度により、資格取得の受講ができないことがあります。
- (3) 研修期間については、カリキュラムの編成によって終了が11月上旬となる場合があります。
- (4) 資格取得のための講習には、最低実施人数を設けられているものもあり、中止となる場合があります。

3 募集定員及び募集方法

(1) 募集定員

定員50名の範囲内です。

(2) 募集方法及び応募資格

募集は、三次募集にて行います。

すでに、一次募集及び二次募集は終了しています。

区分	応募資格（次の各号のすべてに該当する者）
三次募集	(1) 道内の漁業協同組合長が推薦する者 または 本総合研修修了後、道内で漁業に就業する意思を有する者 (2) 平成20年4月1日以前に生まれた者

4 応募受付期間及び出願願書

受講希望者は、下記の書類にて期日までに北海道立漁業研修所にお申込みください。

(1) 三次募集

応募受付期間	出願書類	
令和7年（2025年） 12月22日（月） ～ 令和8年（2026年） 2月13日（金） 必着	研修受講申込書 身上調書 推薦書（道内の漁業協同組合のもの） または志望理由書	別記第1号様式 別記第2号様式 別記第3号様式 別記第4号様式
	【在学中の者】 個人調査書（進学用） 又は卒業見込証明書	卒業高校（卒業見込を含む）又は卒業中学校（中卒又は高校中退者）が発行するもの
	【既卒者】 卒業証明書	既卒者のみ 高等学校等の卒業証書の写しをこれに代えることができます

(2) 申込先

出願書類一式を、以下まで提出願います。

〒 041-1404

茅部郡鹿部町本別540番地198 北海道立漁業研修所

(3) 出願に関する注意事項

- (ア) すでに終了している一次・二次募集の志願者は、今回の三次募集との併願が可能です。（この場合、研修受講申込書のみを再提出）
- (イ) 三次募集について、漁業後継者や漁業就業先が決まっている者は推薦書を提出願います。
それ以外の者は志望理由書を提出願います。
推薦書を提出した場合、志望理由書の提出は不要です。
- (ウ) 提出された出願書類は返還しません。
- (エ) 在学中の者は個人調査書又は卒業見込証明書を、既卒者は卒業証明書を提出願います。
- (オ) 出願書類に不備がある場合は、受理しないことがあります。

5 選考試験

申込者に対し、次により選考試験を行います。選考の詳細は、申込者に別途通知します。

(1) 三次募集選考試験

- (ア) 実施日 令和8年（2026年）2月26日（木）
- (イ) 場所 北海道庁本庁舎10階 水産林務部1号会議室（札幌市）
- (ウ) 試験内容 ①学科試験 国語、数学、作文
②面接試験

6 合格発表

(1) 三次募集選考試験

- (ア) 合格発表 令和8年（2026年）3月6日（月）までに発表予定です。
(イ) 発表方法 当研修所ホームページにて、合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には関係先を通じて、または直接本人に文書で通知します。

7 研修受講料、宿泊施設使用料及び研修経費

次の経費として、概ね65万円が必要となります。納入方法については、合格者に別途通知します。なお、所定の経費を指定した期日までに納付しなければ研修を受講することはできません。

(1) 研修受講料

日額820円で研修日数に応じた額を納付していただきます。

(2) 宿泊施設使用料

月額4,530円を、1月に満たない期間は日額190円で計算した額を納付していただきます。

(3) 研修経費（上記（1）、（2）のほか、次の経費が必要となります。）

- (ア) 食費、水道光熱費、寝具等のクリーニングに要した経費
(イ) 制服代、教材諸経費及び資格の取得に要する経費

※ なお、市町村民税が非課税となっている世帯に属する者等については、（1）研修受講料の減免措置があります（1／2）。

※ また、受講費用を主として負担する者が大規模な災害（知事の定めるものに限る。）により被害を受けた者である場合は、（1）研修受講料及び（2）宿泊施設使用料の免除措置があります。詳しくは、当研修所へお問い合わせください。

8 その他

- (1) 当研修所の概要は、ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkj/index.html> でご覧いただけます。また、研修・募集に関することについては、当研修所に、お気軽にお問い合わせください。
- (2) 漁業への就業に向け、研修を受ける者（漁家子弟以外の者）に対し資金が交付される奨学事業があります。給付には各種要件がありますので、詳しくは当研修所へお問い合わせください。

《問い合わせ先》

〒 041-1404 茅部郡鹿部町本別540番地198
北海道立漁業研修所 総務研修課
電話番号 01372-7-5111
ファックス 01372-7-3042